

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の役員の就任（農村整備課）
- 土地改良区の役員の退任（〃）
- 県営土地改良事業計画の決定（二件）（〃）
- 保安林の指定（二件）（森林保全課）
- 保安林の指定予定（〃）
- 保安林の指定の解除予定（〃）
- 生産事業者の登録の失効（〃）
- 基本測量の実施（管理課）
- 公共測量の終了（〃）
- 都市計画の変更（二件）（都市計画課）
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防利水課）
- 災害危険区域の指定（建築課）
- 鳥取県指定無形民俗文化財の指定（文化課）
- 鳥取県指定史跡の指定（〃）
- 鳥取県指定天然記念物の指定の変更（〃）
- ◇ 地 務 委 員 会 告 示 地方労働委員会のおっせん員候補者の氏名、履歴等
- ◇ 公 告 少年指導委員の委嘱（生活安全企画課）
- ◇ 調 達 公 告 落札者の決定（管財課）

告 示

◇ 雑 報
 随意契約の相手方の決定（教育委員会文化課）
 危険物取扱者試験の実施（消防防災課）

鳥取県告示第三百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり気高町土地改良区から役員が就任した旨の届けがあったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理 事	原 田 実	気高郡気高町大字陸達一三五
〃	吉 田 廉	気高郡気高町大字富吉二一六
〃	山 本 倫三	気高郡気高町大字山宮三三三
〃	石 田 兪	気高郡気高町大字二本木九一
〃	池 原 篤郎	気高郡鹿野町大字小別所二九五
〃	山 本 丈夫	気高郡気高町大字飯里一一三
〃	田 中 末雄	気高郡気高町大字八束水二二四四
〃	家 高 卓	気高郡気高町大字下坂本四一五
〃	田 中 寿信	気高郡気高町大字日光六四五
〃	山 根 正雄	気高郡気高町大字上光五二六

監事 山尾 三郎 気高郡気高町大字下原九二
 〃 山中 誠一 気高郡気高町大字下光元二三六
 平成十年三月十九日就任 任期第一回総代会まで

鳥取県告示第三百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任した旨の届けがあったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 西村 長利 東伯郡関金町大字関金宿五一〇

平成十年三月十九日退任

鳥取県告示第三百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業赤松地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

平成十年四月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良区事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業国信地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年四月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

八頭郡船岡町大字西谷字柳谷奥八〇八、八〇九、字梨子ノ木谷八三四、八三五、八三六の一、八三七、八三九の一、八三九の二、八四〇から八四二まで、字奥目谷八四四の一、八四五の一、八四六の一、八四六の三、八四七の一

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字若桜字古城谷一五二七、一五二七の一、一五二八、一五二九の一、一五二九の三、一五三〇、一五三一、一五三二の一、大字三倉字奥城ノ谷一六二二の一、字八兵衛谷一六二二の三八、一六二三の一から一六二三の三まで

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字古城谷一五二九の三
- (二) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第三百六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町上石見字手ヶ峰山二二〇六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、日野川地域森林計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(二次のとおり)は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第三百七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大内字西山七九〇の四から七九〇の六まで、七九一の一から七九一の三まで、七九二の五から七九二の七まで、七九三の二、字田ヶ畑八二七の二、八二八の三、八二八の四、八二九の四、八二九の六、八二九の七、字横根下平八六八の二、八六九の二、八七〇の二、字カケ八九六の三、八九七の二、八九七の三、大字尾見字淵ノ上四一三の二、四一四の二、字小谷下モヒラ四一八の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百八号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
5 1	綾木健一	西伯郡淀江町大字稲吉五八	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	綾木苗畑	西伯郡淀江町大字稲吉
5 2	奥田礼治	西伯郡大山町長田三〇五	〃	奥田礼治苗畑	西伯郡大山町長田
2 1 6	大山森林組合	西伯郡大山町上方一一三三	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	大山森林組合苗畑	西伯郡大山町上方

鳥取県告示第三百九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 二 作業期間 平成十年四月二十日から平成十一年二月二十日まで
- 三 作業地域 倉吉市、岩美郡国府町及び岩美町並びに日野郡江府町

鳥取県告示第三百十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 二 作業地域 鳥取市湖山町地内
- 三 終了年月日 平成十年三月二十七日

鳥取県告示第三百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同条第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町二丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画緑地 七号重箱緑地
- 二 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
鳥取市秋里字埋立、丸山町、浜坂字三嶋向、字西中瀬、字東中瀬、字西藪ノ内、字穴井後、字四久保田、字塩井手、字中瀬東側及び字中瀬西側、江津字埋立て及び字昭和並びに浜坂一丁目

鳥取県告示第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町二丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画用途地域
- 二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

近隣商業地域

米子市大崎及び葭津の各一部

変更する部分

工業専用地域

米子市葭津の一部

削除する部分

工業専用地域

米子市大崎の一部

鳥取県告示第三百十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各土木事務所において一般の縦覧に供
する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 名称

山土地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ
線及び標柱一号と標柱十号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

標 柱

八頭郡河原町大字山上字上土居二六四一

八頭郡河原町大字山上字上土居八九八

八頭郡河原町大字山上字上土居九〇七

八頭郡河原町大字山上字西土居一三八一

八頭郡河原町大字山上字西土居一三七一

八頭郡河原町大字山上字上土居二七二一

八頭郡河原町大字山上字上土居二七二

八頭郡河原町大字山上字上土居二七〇

八頭郡河原町大字山上字上土居二六九

八頭郡河原町大字山上字上土居二六八

二1 名称

大原地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ
線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域のうち森林法（昭
和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により指定された保安林
を除いた区域

土 地

標 柱

倉吉市大原字宮ノ下六二四一

倉吉市大原字寺谷一二三二

倉吉市大原字寺ノ谷一二一九一

倉吉市大原字城山一二二九

倉吉市大原字寺ノ谷一二三三一一

倉吉市大原字六地藏二二三二一二

倉吉市大原字屋敷通二二三八

倉吉市大原字宮ノ下六一八

八号

七号

六号

五号

四号

三号

二号

一号

倉吉市大原字宮ノ下六二八―三 九号

三 名称

黒坂地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

日野郡日野町黒坂字光明寺河原一八九七―一 一号

日野郡日野町黒坂字光明寺河原上へ一九〇八―三 二号

日野郡日野町黒坂字愛宕山一九五二 三号

日野郡日野町黒坂字愛宕ノ廻り一九五〇 四号

日野郡日野町黒坂字光明寺河原一九〇七 五号

日野郡日野町黒坂字光明寺河原一九〇五―三 六号

日野郡日野町黒坂字光明寺河原一八九七―四 七号

四 名称

小江尾地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

日野郡江府町大字小江尾字袋尻屋敷四九―一 一号

日野郡江府町大字小江尾字三通田六〇 二号

日野郡江府町大字小江尾字代五三一 三号

日野郡江府町大字小江尾字代五六二 四号

日野郡江府町大字小江尾字代五八五―二 五号

日野郡江府町大字小江尾字成ル林七六一―一 六号

日野郡江府町大字小江尾字天王下七二―一 七号

日野郡江府町大字小江尾字幸畑ケ六一二 八号
日野郡江府町大字小江尾字幸畑ケ六二四 九号

鳥取県告示第三百十四号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

山上地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

八頭郡河原町大字山上字土居二六四―次 一号

八頭郡河原町大字山上字土居八九八 二号

八頭郡河原町大字山上字椎ノ谷九〇七 三号

八頭郡河原町大字山上字西土居一三八―二地先水路敷 四号

八頭郡河原町大字山上字西土居一三七―一地先水路敷 五号

八頭郡河原町大字山上字土居二七二―一地先道路敷 六号

八頭郡河原町大字山上字土居二七二 七号

八頭郡河原町大字山上字土居二七〇 八号

八頭郡河原町大字山上字土居二六九 九号

八頭郡河原町大字山上字土居二六八 十号

二 1 名称

大原地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域のうち森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により指定された保安林を除いた区域

土地 標柱

- 倉吉市大原字宮ノ下六二四一 二 一号
- 倉吉市大原字寺谷一三三二 二 二号
- 倉吉市大原字寺ノ谷一三三三 二 三号
- 倉吉市大原字城山一二二九 二 四号
- 倉吉市大原字寺ノ谷一二三三 一 五号
- 倉吉市大原字六地藏一三三二 二 六号
- 倉吉市大原字屋敷通二三八 七号
- 倉吉市大原字宮ノ下六一八 八号
- 倉吉市大原字宮ノ下六二八 一 三 九号

三 1 名称

黒坂地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地 標柱

- 日野郡日野町黒坂字光明寺河原一八九七 一 一号
- 日野郡日野町黒坂字光明寺河原上へ一九〇八一 三 二号
- 日野郡日野町黒坂字愛宕山一九五二 三 三号
- 日野郡日野町黒坂字愛宕ノ廻り一九五〇 四 四号
- 日野郡日野町黒坂字光明寺河原一九〇七 五 五号
- 日野郡日野町黒坂字光明寺河原一九〇五 一 三 六号

四 1 名称

日野郡日野町黒坂字光明寺河原一八九七 一 四 七号

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地 標柱

- 日野郡江府町大字小江尾字袋尻屋敷四九 一 一号
- 日野郡江府町大字小江尾字三通田六〇 二 二号
- 日野郡江府町大字小江尾字代五三 一 三号
- 日野郡江府町大字小江尾字代五六 二 四号
- 日野郡江府町大字小江尾字代五八 五 一 二 五号
- 日野郡江府町大字小江尾字成ル林七六一 一 六号
- 日野郡江府町大字小江尾字天王下七二 一 一 七号
- 日野郡江府町大字小江尾字孝畑ケ六一 二 八号
- 日野郡江府町大字小江尾字孝畑ケ六一 四 九号

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をするので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

民俗芸能の部

名 称	所 在 地	保 護 団 体
下味野神社の麒麟獅子舞	鳥取市下味野	下味野神社獅子舞保存会
倉田八幡宮の麒麟獅子舞	鳥取市蔵田	蔵田獅子舞保存会
賀露神社の麒麟獅子舞	鳥取市賀露町	賀露神社獅子舞保存会
虫井神社の麒麟獅子舞	八頭郡智頭町大字菅津	菅津獅子舞保存会
澤神社の麒麟獅子舞	八頭郡八束町大字才代	澤神社麒麟獅子舞保存会

鳥取県教育委員会告示第十号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定史跡の指定をするので、同条第二項において準用する同条例第四条第三項の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

史跡の部

名 称	所 在 地
二上山城跡	岩美郡岩美町大字岩常字住地八六二一から八六二一六まで、八六二一八及び八六二一九、字御新田八六三一から六三一一まで、八六四八六五、八六七、八六九、八七一、八七二一及び八七四から八七七まで、字寺谷口八七八から八八〇まで、八八〇一、八八一、八八二一から八八二一五まで、八八二一八、八八三一一及び八九四一、二並びに字高ノ坂口八九五一、八九五一一、八九五一一八から八九五一三三まで及び八九五一一四二から八九五一一四七まで

鳥取県教育委員会告示第十一号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定に基づき、「昭和六十一年十二月鳥取県教育委員会告示第二

十号（鳥取県指定天然記念物の指定について）」で指定した荒神原のオオサンショウウオ生息地を次のとおり変更するので、同条例第三十条第二項において準用する同条例第四条第三項及び同条例第三十一条第三項において準用する同条例第五条第二項において準用する同条例第四条第三項の規定により告示する。

平成十年四月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 瑞

動物の部

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後
荒神原のオオサンショウウオ生息地	地積 形状	二八・七九八ヘクタール 通称持ケ滝川をはさむ小渓谷で、斜面にはコナラやクリを主とする群落が見られ、川には餌となるタカハヤ、ザリガニ、カエルなどが生息するなど、県内有数のオオサンショウウオ生息の好適地である。	二八・二六九ヘクタール 通称持ケ滝川をはさむ小渓谷で、斜面にはコナラやクリを主とする群落が見られ、川には餌となるタカハヤ、サワガニ、カエルなどが生息するなど、県内有数のオオサンショウウオの生息の好適地である。
	所在地	日野郡日野町上菅字持ケ滝一三四五一一から一三四五一一〇まで、一三四六一、一三四六二、一三四六三、一三四六四、一三四六五、一三四六六、一三四六七、一三四六八、一三四六九、一三四七〇、一三四七一、一三四七二、一三四七三及び一三四七四、一三四七五、一三四七六、一三四七七、一三四七八、一三四七九、一三四八〇、一三四八一、一三四八二、一三四八三、一三四八四、一三四八五、一三四八六、一三四八七、一三四八八、一三四八九、一三四九〇、一三四九一、一三四九二、一三四九三、一三四九四、一三四九五、一三四九六、一三四九七、一三四九八、一三四九九、一三三三〇及び一三三三一の地先水路	日野郡日野町上菅字持ケ滝一三四五一一から一三四五一一〇まで、一三四六一、一三四六二、一三四六三、一三四六四、一三四六五、一三四六六、一三四六七、一三四六八、一三四六九、一三四七〇、一三四七一、一三四七二、一三四七三及び一三四七四、一三四七五、一三四七六、一三四七七、一三四七八、一三四七九、一三四八〇、一三四八一、一三四八二、一三四八三、一三四八四、一三四八五、一三四八六、一三四八七、一三四八八、一三四八九、一三四九〇、一三四九一、一三四九二、一三四九三、一三四九四、一三四九五、一三四九六、一三四九七、一三四九八、一三四九九、一三三三〇及び一三三三一の地先水路

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり告示する。
平成十年四月二十一日
鳥取県地方労働委員会会長 勝 部 可 盛

氏名	生年月日	住所	職 業	経 験 及 び 閲 歴	委嘱年月日
森本和雄	昭二・一・三一	岩美郡国府町		鳥取県地方労働委員会事務局長	平九・三・二七
浦富誠治郎	昭五・六・一〇	米子市	米子市車尾公民館長	鳥取県米子商工労政事務所長	〃
森本節男	昭六・二・三〇	鳥取市	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県代表監査委員	〃
勝部可盛	昭八・二・二四	米子市	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)		〃
田村康明	昭九・一・一六	鳥取市	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長代理)		〃
直野喜光	昭九・一・二一	米子市	弁護士		〃
内田良弘	昭九・六・二四	鳥取市	鳥取県赤十字血液センター事務部長	鳥取県地方労働委員会事務局長	〃
山田修平	昭二〇・七・三〇	東伯郡東郷町	鳥取女子短期大学教授 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取女子短期大学助教授	〃
坂口千加広	昭二〇・九・一七	米子市	公認会計士 税理士 鳥取県地方労働委員会委員		〃
森岡正太郎	昭三・七・六	鳥取市	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 ゼンセン同盟鳥取支部長 鳥取県地方労働委員会委員	ゼンセン同盟広島県支部長	〃
石田喜昭	昭一五・二・二〇	鳥取市	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副会長 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部執行委員長	〃

河田 賢一 昭八・一〇・一九 倉吉市	鳥取県経営者協会副会長、中部支部長 株式会社河田組取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	株式会社河田組専務取締役 〃 〃
住田 篤美 昭一三・二・一四 米子市	米子商工会議所専務理事 鳥取県経営者協会常任理事 美保土建株式会社取締役社長	株式会社山陰合同銀行取締役米子営業本部副本部長 美保土建株式会社常務取締役 〃 〃
野津 一成 昭一六・一・二九 米子市	境港海陸運送株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	日本海運株式会社常務取締役 〃 〃
梶田 知身 昭一六・三・二二 米子市	鳥取県経済同友会代表幹事 鳥取県経営者協会常任理事 鳥取瓦斯株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取瓦斯株式会社常務取締役 〃 〃
児嶋 祥悟 昭一八・四・一九 鳥取市	鳥取県地方労働委員会委員	〃 〃 〃
中川 福光 昭一七・三・一一 岩美郡岩美町	鳥取県地方労働委員会事務局長	鳥取県商工労働部次長 平八・四・一
公 出		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条 第一項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。 平成10年4月21日 鳥取県公安委員会委員長 松 本 敬		
氏 名 神谷 一成 霜田 克夫	住 所 鳥取市今町一丁目433 鳥取市的場74-5	活 動 区 域 鳥取駅周辺地区（鳥取市東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、柴町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域）
林 昭次 谷川 豊	倉吉市上井町一丁目12-21 倉吉市上井町一丁目5-5	上井地区（倉吉市上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域）
矢田貝博文	米子市万能町208	米子駅前地区（米子市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域）

田部 貢	米子市皆生温泉四丁目24-3	皆生地区(米子市皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目・皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
澁山 國雄	境港市栄町131	境港市街地区(境港市元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)
長榮善二郎	境港市末広町75	

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年 4月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 鳥取県庁舎及び鳥取県庁東町・西町分庁舎清掃作業一式
- (2) 契約方式 一般競争入札
- (3) 落札決定日 平成10年 3月27日
- (4) 落札者の氏名及び住所 鳥取ビルクリナー株式会社

- 鳥取市川端三丁目218
- (5) 落札価格 78,750,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
 - (6) 入札公告日 平成10年 2月13日
 - (7) 落札方式 最低価格落札方式
 - (8) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部管財課 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年 4月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 調達件名及び数量 油彩画2点(児島善三郎作「鏡の前の裸婦」及び中山魏作「椅子に座る女」)
- (2) 契約方式 随意契約
- (3) 契約日 平成10年 3月17日
- (4) 契約者の氏名及び住所 せのお画廊 妹尾三郎 東京都中央区銀座1丁目4-4
- (5) 契約価格 58,485,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (6) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当
- (7) 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県教育委員会事務局文化課 鳥取市東町一丁目271

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成10年 4月21日

財団法人消防試験研究センター理事長 小 山 貞

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成10年 6月21日 (日)	13時15分から
乙種危険物取扱者試験	〃	〃
丙種危険物取扱者試験	平成10年 6月21日 (日)	10時15分から

2 試験場

- | | |
|-------------------|-------------|
| 鳥取県庁講堂 | 鳥取市東町一丁目220 |
| 鳥取県立県民文化会館第一会議室 | 鳥取市尚徳町101-5 |
| 鳥取県立県民文化会館第二会議室 | 鳥取市尚徳町101-5 |
| 鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室 | 倉吉市山根529-2 |
| 米子商工会議所大会議室 | 米子市加茂町2丁目16 |
| 米子職業能力開発促進センター大教室 | 米子市古豊千520 |
| 米子食品会館多目的ホール | 米子市旗ヶ崎20330 |
- 3 受験願書の受付期間
平成10年 4月20日(明)から同年 5月 1日(金)まで (郵送による場合は、平成9年 5月 1日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。)

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 8階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部 (持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防局、又は各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細について、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部 (電話0857-26-8389) に照会すること。